

平成 1 9 年度

大分市予算編成方針

財務部財政課

平成19年度予算編成方針

我が国経済の動向については、内閣府が発表した9月の月例経済報告によれば、雇用情勢には厳しさが残るものの改善に広がりが見られ、企業収益の改善を受けて設備投資が増加していることから、「景気は、回復している。」との判断が示され、先行きについても、原油価格の動向には留意する必要があるものの、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれています。

しかしながら一方で、国の財政状況はかつてない危機的な状況にあり、平成18年度末には国債等の長期債務残高が605兆円に達する見込みであり、国債費等の義務的経費が政策的経費を圧迫するなど財政構造の硬直化が一層進んでおり、極めて厳しいものとなっています。

こうした状況のもと、国は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、2011年度に国・地方を合わせた基礎的財政収支いわゆるプライマリーバランスを黒字化することを目指し、歳出・歳入一体改革に取り組むこととしております。

このため、平成19年度予算の概算要求基準においては、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化・効率化を実施するとともに、国債発行額についても極力抑制し、基礎的財政収支の改善を図ることとしています。

また、地方においても、少子・高齢化の進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、平成18年度末の債務残高が204兆円にも上り、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

このように国・地方を通じた厳しい財政状況にあって、本市の財政状況は平成17年度一般会計決算でみると、自主財源の根幹をなす市税収入が前年度に比べて8.6%増加したものの、扶助費や公債費等の義務的経費は、減税補てん債の借り換えと言う特殊事情を除くと3.6%増加しており、市債残高についても平成17年度末で2,097億円にも達するなど、財政の硬直化を招きかねない極めて厳しい状況となっています。

今後の財政状況についても、企業の大型設備投資が続くなど景気回復に明るい材料がありますものの、大幅な税収増は見込めないうえ、国の「三位一体の改革」により地方交付税が大幅に削減され、また新型交付税の導入によりさらなる削減が見込まれることから、歳入全体としては自主財源、依存財源ともに安定的な確保が厳しい状況になるものと思われます。

また、歳出においても、扶助費を始めとした社会保障関係費が年々増嵩する傾向にあり、合併建設計画への対応、さらには職員の大量退職期が始まるなど、多くの課題を抱えています。

このような中、今後とも市民サービスを維持、向上させていくためには、引き続き行政改

革アクションプランを着実に実施していくことはもとより、行政評価に基づき、義務的経費も含めた事務事業全般の見直しを進め、財源の捻出を図りながら、新たな行政需要に応じて行くなど、最少の経費で最大の効果をあげる簡素で効率的な行財政運営に全力で取り組んでいかねばなりません。

こうした状況にあって、平成18年度当初予算編成から、各部局の財源の裁量枠を大幅に拡充する「分権型予算制度」を導入いたしました。今後も引き続き各部局が自ら創意工夫を図り、事務事業の見直しや、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方、その他の事業については思い切った合理化・効率化を行うなど、徹底したコスト意識のもとメリハリのある予算編成を行っていくことが求められます。

平成19年度の予算編成にあたっては、職員全員が、本市の厳しい財政状況について共通の認識に立ったうえで、次の要領により予算原案を作成されるよう示達します。

一 予算原案作成にあたっての基本的事項

- 1 当初予算は骨格予算とする方針であるが、予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。また、県工事負担金についても年間所要見込み額を計上すること。

なお、「骨格」「肉付け」の計上区分については、「義務的経費」及び「部局裁量経費」のうち経常的経費については「骨格」、実施計画上の重点事業等の経費である「重点政策経費」については「肉付け」としての計上区分を基本とするが、最終的には財政課と協議の上、調整する。

- 2 平成19年度についても「分権型予算制度」を継続し、一般会計の経費を「重点政策経費」「部局裁量経費」「義務的経費」に区分したうえ、「部局裁量経費」「義務的経費」について、各部局が主体的に予算原案を作成する。

①重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業、政策重点化枠事業とし、別枠で留保する一般財源を基本にして、一件審査により決定する。

②部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して配分する一般財源の範囲内で、各部局が予算原案を作成する。

③義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定事業とし、所要見込額を事前調整のうえ配分するので、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

また、部局裁量経費及び義務的経費の財源配分額は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、地方交付税制度の見直し等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、財務部において減額を含めた調整をし、再配分を行うことがあるので留意すること。

- 3 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握したうえで、実施計画や事務事業評価、また今年度から実施した政策・施策評価の結果を基本として、事業の重要度、優先度、事業効果等を総合的に判断し選択すること。平成16年度からの事務事業評価の結果のうち、未だ予算に反映できていない事務事業については、確実に反映させること。

また、事業手法のあり方についても徹底した見直しを図り、経費の節減と効率化に努めること。

なお、おでかけ市長室、市民政策提言制度、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

- 4 他の部局に関連する事務事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け統一性を欠くことのないよう特に留意すること。
- 5 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ要求すること。

- 6 負担金、補助及び交付金として支出する事務事業については、対象団体の自主的運営や経費の効率的運用について監査・指導を強化するなどにより、徹底した整理合理化を行うとともに、既に目的を達したものや効果の薄くなったものについては、従来からの経緯にとらわれることなく廃止・縮小すること。
- 7 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。
- 8 地域経済への影響に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の展開に努めること。
- 9 職員が組織横断的なチームを作り、事業の企画から実施を行うことで、市民ニーズに的確に答えるとともに、職員の起業家精神を醸成し、政策立案能力の養成を図るため、アントレプレナーシップ事業制度を継続する。

この事業の財源については、重点政策経費に含めるものとする。

- 10 なお、この「平成19年度予算編成方針」は各部局共通の基本方針であり、各部局においては、それぞれ予算編成方針を作成すること。

二 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。

1 市 税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

2 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の増嵩並びに他都市の状況等を十分勘案し、「使用料等の改定基準」に基づく計画的な見直しに努めるとともに、収入未済額の解消に一層の努力をすること。

3 国・県補助金

国・県の補助金については、補助事業の特定財源としてその財源確保に努めるとともに、補助対象事業、補助基本額、補助率等を再確認するとともに、事業効果等を主体的に判断し、効率的な受け入れに努めること。

特に、県単独事業について、本市が中核市であること等を理由に、他の自治体と異なる不公平な取り扱いがなされることのないよう留意すること。

4 市 債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ、計上すること。

また、財政健全化の観点から、地方交付税措置等財政支援が講じられる市債の活用を図ること。

5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令又は条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

なお、収入未済額の解消に一層の努力をすること。

6 財産収入

不用、遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては、適正な価格を見積り歳入の確保を図ること。

また、保留地処分金等、事業の推進のための財源として充当される財産売払収入につ

いても、積極的にその確保に努めること。

7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政改革アクションプランの着実な実施や、行政評価による事務事業の見直しを積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

1 人 件 費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。

なお、時間外勤務手当は、平成18年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。

特に、各種イベント等については、運営手法の見直しを行い、職員人件費の軽減に努めること。

2 維持補修費

維持補修費については、施設等の現況を踏まえ、その効用を発揮するに足る必要額にとどめること。

3 委 託 料

委託料については、平成18年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。

なお、施設の維持管理等の委託料については、業務内容や範囲等の見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

4 扶 助 費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算原案を作成すること。

なお、市単独事業の事業効果を再評価し、支給基準等制度内容の見直しを行うこと。

5 投資的経費

投資的経費については、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を十分勘案し、合併建設計画との整合性を図りつつ、実施計画で採択された事業を基本に実施計画策定額を上限に要求すること。

また、政策・施策評価の結果を基本として、優先度の高い重点分野への集中投資を行うため、事業の見直しに努めるとともに、事業費の見積りにあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、一層の見直しを進めることとし、対象団体の決算調書等において前年度からの繰越金がある場合は、その内容、理由等を精査したうえで、減額対象とすること。

また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあつては、その要綱を見直し総枠を抑制すること。

なお、新規の補助金等の計上については、補助金等審査会の審議を経ることとし、真にやむを得ない場合等についてはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底すること。

7 貸付金等

貸付金等については、事業効果等を再検証し、既に目的を達したものの、効果の乏しいものについては、従来からの経緯にとらわれることなく、廃止を含め積極的に見直しを行うこと。

四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。